

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月16日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第15号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第11条の3第1号を次のように改める。

(1) 削除

第11条の6第1号中「降車の際、降車口用」を「運賃を支払う際、」に、「乗車の際、乗車口用」を「乗車及び降車の際、」に改める。

第11条の8第2項中「案内所、営業所及び協力会」を「第4条に定める発売場所」に改める。

第11条の9第1号中「500円」を「600円」に改め、第2号中「250円」を「300円」に改める。

第11条の11第2項を次のように改める。

2 一日乗車券カードを所持する旅客が、一日乗車券カードを使用するときは、運賃を支払う際、カードリーダーに一日乗車券カードを挿入しなければならない。ただし、使用時の日付が印字されている場合は、この限りではない。

なお、第2条に定める調整路線の乗合自動車に乗車する場合は、乗車及び降車の際、カードリーダーに一日乗車券カードを挿入しなければならない。この場合、整理券発行機からの整理券の取り出しは、必要ないものとする。

第11条の12第3項を次のように改める。

3 一日乗車券カードによる旅客運賃の払戻しは、第4条に定める発売場所及び地下鉄駅において行う。ただし、地下鉄駅においては、大人用のみ払戻しを行う。

第11条の13第2項を次のように改める。

2 前項に定める一日乗車券カードの発行は、第4条に定める発売場所及び地下鉄駅において行う。ただし、地下鉄駅においては、大人用のみ発行を行う。

第20条第2項及び第3項を次のように改める。

2 削除

3 削除

第21条第4項中「500円」を「220円」に改める。

第23条の2第3項中「500円」を「220円」に改める。

第37条第3項中「第1号様式1」を「第1号様式」に改める。

第37条の3第2項中「通勤及び通学に係る」及び「それぞれ」を削り、「前条第2項に定める書類及び」の右に「証明書並びに」を加える。

第37条の5第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により補充乗車証の発行を受けようとする旅客は、通勤定期券の購入者にあつては定期券購入申込書を提出し、通学定期券の購入者にあつては定期券購入申込書を提出するとともに第37条の2第2項に定める書類及び証明書を提示し、通勤通学定期券の購入者にあつては定期券購入申込書を提出するとともに第37条の3第2項に定める書類及び証明書を提示し、かつ、乗車区間に対応するそれぞれの定期旅客運賃を支払わなければならない。ただし、クレジットカードによる購入時はこの限りではない。第37条の5第4項に次のただし書を加える。

ただし、定期券発売所が休業する日は日数に含まない。

第54条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により特定割引通勤通学定期券(甲)又は特定割引通勤通学定期券(乙)(以下「特定割引通勤通学定期券」という。)を購入しようとする旅客は、定期券購入申込書を提出するとともに第37条の2第2項に定める書類及び証明書並びに通勤先の代表者が発行する次の事項についての証明書を各年度の最初の購入時に提示しなければならない。

なお、当該年度内の継続購入は、同一の種類で有効期限が翌年度の4月1日をまたがらない場合に限り、旧特定割引通勤通学定期券と引き換えで購入することができる。

通勤区間

通勤先の所在地

第60条第1号中「そしゃく機能の障害」の右に「の4級」を加え、「大人の」を削る。

別表第1第1号中

「

51	立命館大学前 ～ 三条京阪前	北野白梅町，烏丸今出川，烏丸御池，河原町三条，四条河原町
55	立命館大学前 ～ 四条烏丸	北野白梅町，千本今出川，四条大宮

」を

「

51	立命館大学前 ～ 三条京阪前	北野白梅町，烏丸今出川，烏丸御池，河原町三条，四条河原町
52	立命館大学前 ～ 四条烏丸	北野白梅町，丸太町七本松，四条大宮
55	立命館大学前 ～ 四条烏丸	北野白梅町，千本今出川，四条大宮

」に

改める。

別表第4桂・洛西地域フリーの項中「松尾橋」を「苔寺道」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年3月17日から施行する。ただし、第21条第4項及び第23条の2第3項の規定は、平成30年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した一日乗車券カードは、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(交通局営業推進室)